

常滑武豊衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

令和5年3月20日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び常滑武豊衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、管理者が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（様式第1号）によるものとする。

(開示請求書の様式等)

第3条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

(開示決定通知書等の様式)

第4条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）
- (2) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第4号）
- (3) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）

(決定期間延長通知書の様式)

第5条 法83条第2項の規定による開示決定等の期限、法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限及び法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、決定期間延長通知書（様式第6号）によるものとする。

（開示請求に係る決定期間特例延長通知書の様式）

第6条 法第84条に規定する開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、決定期間特例延長通知書（様式第7号）によるものとする。

（事案の移送の様式）

第7条 法第85条第1項及び第96条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送に係る通知は、事案移送書（様式第8号）によるものとする。

2 法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、事案移送通知書（様式第9号）によるものとする

（第三者に対する意見照会における通知書等の様式）

第8条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知及び同条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（様式第10号）によるものとする。

2 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第11号）を提出して行うものとする。

3 法第86条第3項の規定による反対の意思を表示した意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知（法第107条第1項において準用する場合を含む。）は、開示決定に係る通知書（様式第12号）によるものとする。

（保有個人情報の開示の実施）

第9条 法第87条第1項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書（法第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文

書 1 件につき 1 部とする。

2 法第87条第1項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、管理者は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、管理者が適当と認める方法とする。

(1) 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、管理者がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）

により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(2) 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、管理者がその保有するプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(開示の実施方法等申出書の様式)

第10条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第13号）によるものとする。

(費用の負担等)

第11条 条例第3条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、単色刷りで日本産業規格A列3番まで又は多色刷りで日本産業規格A列4番まで1枚につき10円とし、その他のものは、実費に相当する額とする。

2 条例第3条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金に相当する額とする。

3 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、現金又は郵

便切手で納付する方法その他管理者が定める方法とする。

(訂正請求書の様式)

第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第14号)によるものとする。

(訂正決定通知書等の様式)

第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(様式第15号)

(2) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 保有個人情報一部訂正決定通知書(様式第16号)

(3) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報不訂正決定通知書(様式第17号)

(訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例延長通知書の様式)

第14条 法第95条の規定による訂正決定等の期限及び法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、決定期間特例延長通知書(様式第18号)によるものとする。

(訂正実施通知書の様式)

第15条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、保有個人情報訂正実施通知書(様式第19号)によるものとする。

(利用停止請求書の様式)

第16条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第20号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等の様式)

第17条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報

の全部の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第21号）

（2） 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 保有個人情報一部利用停止決定通知書（様式第22号）

（2） 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第23号）

（諮問の通知の様式）

第18条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書（様式第24号）によるものとする。

（施行の状況の公表）

第19条 条例第5条の規定による報告の概要の公表は、開示請求等の件数その他必要な事項を常滑武豊衛生組合のホームページに掲載する方法その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

備考 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して別紙を添付すること。



保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称 : )
--------------

2 開示する保有個人情報の利用目的

--

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 開示を実施することができる日時及び場所 期間 : 月 日から 月 日まで (日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。) 時間 : 場所 :
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
(4) 開示の実施に要する費用の額 写しの作成に要する費用 円 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分

4 担当課等

電話
----

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類をご持参の上、上記の開示場所までお越しください。

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称： )

2 開示しないこととした部分及びその理由

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

(4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用 円

写しの送付に要する費用 郵便切手 円分

5 担当課等

電話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、常滑武豊衛生組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、常滑武豊衛生組合を被告として(訴訟において常滑武豊衛生組合を代表する者は、常滑武豊衛生組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類をご持参の上、上記の開示場所までお越しください。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
開示をしないこととした 根拠規定及び当該規定を 適用する理由	
担 当 課 等	電話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、常滑武豊衛生組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、常滑武豊衛生組合を被告として（訴訟において常滑武豊衛生組合を代表する者は、常滑武豊衛生組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付で（開示・訂正・利用停止）請求のありました保有個人情報については、  
〔 個人情報の保護に関する法律第94条第2項  
個人情報の保護に関する法律第102条第2項 〕の規定により、次のとおり決定する  
期間を延長しましたので通知します。

（開示・訂正・利用停止）請求のあった保有個人情報の内容	（行政文書の名称： ）
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課等	電話

決定期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
個人情報の保護に関する法律第84条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	( 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。)  年 月 日
担 当 課 等	電話

事案移送書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで(開示・訂正)請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(第85条第1項・第96条第1項)の規定により、次のとおり移送します。

(開示・訂正)請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称 : _____ )
請求者氏名等	氏 名 : _____ 住所 (居所) : _____ 連絡先 : _____ (法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( _____年 _____月 _____日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所(居所) _____)
添付資料等	_____
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)
担当課等	電話 _____

備考 の部分は、該当するにレ点を付すこと。

事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで（開示・訂正）請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（第85条第1項・第96条第1項）の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

（開示・訂正）請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
移送をした日	年 月 日
移送をした行政機関等の担当課等	電話
移送を受けた行政機関等（（開示・訂正）決定等をする行政機関等）	
移送を受けた行政機関等の担当課等	電話
移送をした理由	

意見照会書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

個人情報の保護に関する法律第 77 条第 1 項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第 86 条第 項の規定より通知します。

本開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見がありましたら、別紙意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求のあった保有 個人情報が記録されて いる行政文書の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第 86 条第 2 項第 1 号又 は第 2 号の規定の適用の区 分及び当該規定を適用する 理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 適用理由
開示請求のあった保有 個人情報に含まれている あなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	電話
意見書の提出期限	年 月 日

備考 の部分は、該当するにレ点を付すこと。

意見書

年 月 日

常滑武豊衛生組合管理者

氏 名  
郵便番号  
住所(居所)  
電話番号

年 月 日付けで照会のありました保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求のあった保有 個人情報が記録されて いる行政文書の名称等	
開示についての意見 〔 該当する番号を ○で囲んでください 〕	1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。
開示に反対する場合の反対 の理由	(1) 開示に反対する部分  (2) 開示に反対する具体的な理由

開 示 決 定 に 係 る 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付で（開示に反対する意見書の提出・審査請求・開示に反対する意思の表示）のありました保有個人情報について、次のとおり（全部・一部）を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律（第 86 条第 3 項・第 107 条第 1 項において準用する同法第 86 条第 3 項）の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称	
開 示 請 求 の 年 月 日	
開示請求のあった保有個人情報 に含まれているあなたに関する 情報の内容	
開 示 決 定 を し た 理 由	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 課 等	電話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、常滑武豊衛生組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、常滑武豊衛生組合を被告として（訴訟において常滑武豊衛生組合を代表する者は、常滑武豊衛生組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 個人情報の保護に関する法律第 107 条第 1 項において準用する同法第 86 条第 3 項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。



保有個人情報訂正請求書

年 月 日

常滑武豊衛生組合管理者

氏 名  
郵便番号  
住所(居所)  
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 91 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

訂正請求をする 保有個人情報の内容	開示決定通知書の日付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等  (行政文書の名称： )
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

(1) 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所 (居所) _____ エ 本人の電話番号 _____
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 (戸籍謄本や登記事項証明書は、請求前 30 日以内に作成されたものに限る。) 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

注 1 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等 (請求日前 30 日以内に作成されたものに限る。)) が必要です。  
2 □の部分には、該当する□にレ印を付してください。  
3 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑証明書 (請求日前 30 日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報について、次のとおり訂正することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内容	(行政文書の名称 : )	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日		
担当課等	電話	

保有個人情報一部訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内容	(行政文書の名称 : )	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正をしないこととした部分及びその理由		
訂正年月日		
担当課等	電話	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、常滑武豊衛生組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、常滑武豊衛生組合を被告として(訴訟において常滑武豊衛生組合を代表する者は、常滑武豊衛生組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 2 項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
訂正をしない こととした理由	
担 当 課 等	電話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、常滑武豊衛生組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、常滑武豊衛生組合を被告として（訴訟において常滑武豊衛生組合を代表する者は、常滑武豊衛生組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

決定期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで(訂正・利用停止)請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(第95条・第103条)の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

(訂正・利用停止) 請求のあった保有 個人情報の内容	(行政文書の名称： )
個人情報の保護に関する 法律(第95条・第103条) の規定((訂正・利用停止) 決定等の期限の特例)を 適用する理由	
(訂正・利用停止) 決定等をする期限	年 月 日
担 当 課 等	電話

保有個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 92 条の規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので、同法第 97 条の規定により通知します。

訂正の実施をした 保有個人情報の内容	(行政文書の名称 : )	
訂正請求者の氏名		
訂正請求の趣旨		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

常滑武豊衛生組合管理者

氏 名  
郵便番号  
住所(居所)  
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 99 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

利用停止請求をする 保有個人情報の内容	開示決定通知書の日付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等  (行政文書の名称： )
利用停止請求の趣旨	<input type="checkbox"/> 法第 98 条第 1 項第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第 98 条第 1 項第 2 号該当 → 提供の停止
利用停止請求の理由	

(1) 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所 (居所) _____ エ 本人の電話番号 _____
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 (戸籍謄本や登記事項証明書は、請求前 30 日以内に作成されたものに限る。) 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

- 注 1 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出 (送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等 (請求日前 30 日以内に作成されたものに限る。)) が必要です。
- 2  の部分は、該当する  にレ印を付してください。
- 3 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑証明書 (請求日前 30 日以内に作成されたものに限る。) を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 1 項の規定により通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話

保有個人情報一部利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 1 項の規定により通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	(行政文書の名称 : )
利用停止の内容	
利用停止をしないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、常滑武豊衛生組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、常滑武豊衛生組合を被告として（訴訟において常滑武豊衛生組合を代表する者は、常滑武豊衛生組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	(行政文書の名称： )
利用停止をしない こととした理由	
担 当 課 等	電話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、常滑武豊衛生組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、常滑武豊衛生組合を被告として（訴訟において常滑武豊衛生組合を代表する者は、常滑武豊衛生組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査会 諮問 通知書

第 号  
年 月 日

様

常滑武豊衛生組合管理者

印

年 月 日付けの (開示・訂正・利用停止) 決定等に対する審査請求については、次のとおり常滑武豊衛生組合個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容	(行政文書の名称 : )
審査請求の内容	
諮問した日	年 月 日
担当課等	電話